

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）
平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。
なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7. その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくごお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしておりますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：14 国名：ウクライナ 担当：中東・欧州部
案件名：キエフ市下水セクター情報収集・確認調査（下水処理施設計画）

1 今回契約予定のコンサルタント
下水処理施設計画 2号～3号

2 契約予定期間：全体 2013年4月下旬から2013年7月上旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
下水処理施設計画 5 22 5 1.23
（現地：0.73MM 国内：0.5MM）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：4月17日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	3
イ 業務方法の整合性、現実性等	6
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	1
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：下水処理施設計画	
(ア) 類似業務の経験	45
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	9
(ウ) 語学力	18
(エ) その他 学位、資格等	18
	(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：ウクライナ/全途上国
類似業務：下水処理にかかる各種調査業務

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ウクライナ(以下「ウ」国)は、EUとロシア国との間に位置し、面積はロシア国に次ぐ欧州第2位（約60万km²）、人口は同第7位（45.7百万人）の大国である。1991年のソ連崩壊に伴い独立、オレンジ革命によって2005年に就任したユーシチェンコ大統領により民主化及び市場経済化が促進され、その後2010年に就任したヤヌコーヴィチ大統領の下「欧州統合促進」及び「ロシア国との関係改善」が進められている。

「ウ」国は、国家経済改革計画（2010 - 2014年）にて持続可能な経済開発を標榜し、経済開発と社会開発の双方を並行して進めることとしているが、ソ連時代に整備され老朽化した社会インフラ改修が喫緊の課題となっている。中でも、「ウ」国の首都キエフ市（人口約270万人）の下水処理を一元的に担うBortnicheskaya下水処理場は、施設の老朽化により、恒常的に汚水処理能力が不足するという問題を抱えており、2012年1月には曝気槽の故障により、ドニエプル川へ未処理水の流入が起これり下流域に多大な汚染被害をもたらした。現在は応急的な措置がなされているものの、抜本的な改修が必要な状況となっている。

このような背景の下、「ウ」国政府は、2012年11月に我が国へ、Bortnicheskaya下水処理場を所掌するキエフ市下水公社（KievVodaKanal社）を実施機関として、同処理場の改修に対する円借款の正式要請を行った。他方、本事業については、先方政府が2007年に改修計画（以下「改修計画」）を作成、現在、改訂作業が行われているが、我が国の支援を検討するに当たっては情報が不十分であり、更なる情報の収集が不可欠である。

このため、円借款事業としての妥当性の検証及び最適な事業計画の検討を行うことを前提として、実施機関の運営管理能力を含めた現状の把握、既存計画の妥当性の検証、及び今後の協力準備調査に向けたスコープの検討等の対応にかかる検討を行うべく情報収集・確認調査を実施することとする。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、円借款事業の枠組み及び手続きを十分に把握の上、担当分野に係る具体的な協力案件の

検討のために必要な以下の調査を行うこととする。

具体的担当事項は以下の通りとする。

【下水処理施設計画】

(1) 国内準備期間 (2013年4月下旬)

ア 調査開始に先立ち、国内で入手可能な既存資料、及び類似案件情報等の収集分析を行う。

イ 上記アによる分析を踏まえ、以下を骨子とする現地調査以降の業務計画書(案)を作成の上、JICA中東・欧州部との協議を行い、必要に応じて加筆修正を行い、完成させる。

(ア)調査の背景

(イ)調査の目的

(ウ)調査の実施方針

(エ)調査の内容と実施方法(作業項目、手法等を明記)

(オ)作業計画(作業工程フローチャート、日程等)

(2) 現地調査 (2013年5月上旬～5月下旬)

ア 実施機関であるKiev Voda Kanalに対し業務計画書を説明の上、必要に応じ作業計画の見直しを行い、国内準備作業にて入手した既存資料の検討を踏まえ、以下の情報を収集することとする。

(ア)基本情報

a 国概要 (地理・政治・経済)

b 既存開発計画における環境管理分野の位置付け及び同分野における下水処理分野の位置付けの分析

c Bortnicheskaya下水処理場の現況確認(改修計画の基本方針、老朽化度、汚泥処理状況、各種環境基準モニタリング状況等)

d 処理水の排出先であるドニエプル川における水環境関連の課題

e 法制度の現状と妥当性検証(下水処理施設の排水基準、工場排水基準等)

f 基礎データ収集(地形、地質、地下水位、気温、降水量等)

(イ)改修計画のレビューを踏まえた協力準備調査スコープの検討

a 改修計画における全体改修計画方向性のレビュー、汚泥処理方法確認

b 改修計画における各浄水施設概略設計、概略積算のレビューを踏まえた事業規模の提案

c 必要に応じ協力準備調査及び事業実施に向けたスケジュール

d EIAにかかる法令等の分析(EIA整備状況、承認手続き、スケジュール、JICAの環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)との相違等)

(ウ)実施機関及び維持管理機関の実施能力

a 実施機関・運営維持管理機関の概要

b プロジェクト実施・維持管理のための組織体制の検討

c 事業実施機関及び維持管理機関の技術的・財務的能力の確認

(エ)調査結果を踏まえた、資金協力、技術協力をあわせた支援方法、及び事業規模の提案

(3) 帰国後整理期間 (2012年6月上旬～6月中旬)

ア 調査結果に基づき、担当分野にかかる調査結果報告書(案)を作成する。

イ JICA中東・欧州部との協議を踏まえ、加筆修正を行い中東・欧州部の作成する情報収集調査報告書の作成に協力する。

9 成果品等

本業務において作成・提出する報告書等は以下のとおりとし、(2)を成果品とする。

(1) 業務計画書 (和文・英文)

(2) 調査結果報告書(下水処理施設計画)(和文・英文)

なお、上記成果品は電子データでのみ提出することとし、製本版の提出の必要はない。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含めず、JICAより別途支給します。(見積書の旅費欄には0円と記載下さい。)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び方法をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA中東・欧州部欧州課(TEL: 03-5226-8517)にて閲覧できます。

参考資料: 2007年先方政府作成改修計画(英)

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 調査団員構成

本調査における団員構成(予定)は以下のとおり。

(ア) 総括 (JICA)

(イ) 協力企画 (JICA)

(ウ) 下水処理施設計画（コンサルタント）

イ コンサルタント団員は、上記の団員に約2週間先行して現地調査を開始することを予定している。

（現地調査期間は2013年5月10日～2013年5月31日を予定）

ウ 空港送迎、宿泊先・車両手配、通訳手配、アポイントメントの取り付けはコンサルタントが手配する。

(6) JICA側便宜供与内容

以下の一般業務費を契約に含むこととします。応募者は、以下に指示した一般業務費を見積に入れてください。

（1）車両手配（セダン 1台×22日間） 220,000円

（2）通訳備上（英語 ウクライナ語 1名×20日） 300,000円